

AM&T INDIA LEGAL UPDATE

2014年版統合版FDIポリシーとその日本語訳

インドへの外国直接投資 (Foreign Direct Investment) に関するガイドラインである Consolidated FDI Policy (統合版 FDI ポリシー) の 2014 年 4 月版が、インド政府商工省 (Ministry of Commerce and Industry) の産業政策促進局 (Department of Industrial Policy and Promotion) から、2014 年 4 月 17 日付で発行され、同日付で施行されました。

統合版 FDI ポリシーは、インドへの外国直接投資に関する諸通達を、インド政府がとりまとめた書面であり、これを読めば現状どのような直接投資がインドにおいて認められているかが一覧できるという、インドへの直接投資にとって最も重要な文献の 1 つです。

本ニュースレターでは、2014 年版 4 月版の統合版 FDI ポリシーの全文日本語訳をお届けするとともに、2013 年 4 月版からの主な変更点 (日系企業にも関連しうるもの) について解説します。

【執筆担当：琴浦 諒 / 大河内 亮】

1. 2013 年 4 月版統合版 FDI ポリシーの日本語訳

2014 年版 4 月版の統合版 FDI ポリシーの全文日本語訳および原文を、それぞれ下記弊所のウェブサイトのインド法務の法律情報のページに掲載いたしました。

全文日本語訳：http://www.amt-law.com/pdf/bulletins11_pdf/India_20140516_1.pdf

原文：http://www.amt-law.com/pdf/bulletins11_pdf/India_20140516_2.pdf

ポータルサイト：<http://www.amt-law.com/bulletins11.html>

2014 年版の Consolidated FDI Policy の原文は、以下のインド政府商工省のウェブサイトから取得したものです。

http://dipp.nic.in/English/Policies/FDI_Circular_2014.pdf

なお、今回の和訳のアップデートにおいては、下記 2 で解説する主な変更点を含む 2013 年版からの変更点の反映のほか、より読みやすい文章にするという観点から、2013 年版からの訳語の全面的な見直しを行っております。

2. 2013 年 4 月版からの主な変更点 (日系企業にも関連しうるもの)

(1) 「外国ポートフォリオ投資家 (Foreign Portfolio Investor (FPI)) の定義と関連規定の追加 (2.1.15 項その他の多数の規定)

インド政府は、外国の機関投資家によるインドへの投資を促進するため、2014 年 3 月に「2014 年インド証券取引委員会 (外国ポートフォリオ投資家) 規則 (SEBI (FPI) Regulations, 2014)」お

よび「2014年外国為替管理（インド非居住者による有価証券の譲渡または発行）（第二改正）施行規則（Foreign Exchange Management (Transfer or Issue of Security by a Person Resident outside India) (Second Amendment) Regulations, 2014)」を発行し、これまで別々の外国投資家のカテゴリーとされていた、外国機関投資家（Foreign Institutional Investor (FII)）、FIIのサブアカウント、および適格外国投資家（Qualified Foreign Investor (QFI)）を、「外国ポートフォリオ投資家（Foreign Portfolio Investor (FPI)）」という1つのカテゴリーに統合し、規制の整理を図りました。

外国ポートフォリオ投資家（FPI）の登録を受けた外国投資家は、投資先であるインド内国会社1社について、10%以上の投資はできず、また既に他の外国機関投資家（FII）／外国ポートフォリオ投資家（FPI）／適格外国投資家（QFI）が投資しているインド内国会社については、当該機関投資家達の投資総額が24%以下でなければならないとの総額規制を受ける反面、投資の際の事後報告が簡略化される、インドの株式／証券市場で自由に株式／証券の売買ができる等のメリットを享受することができます。

(2) 外国投資家がイグジットオプションを行使する場合の価格規制（3.3.1.1項および3.3.1.2項）

外国投資家による、一定の保証された価格でイグジットするオプション／権利（先買権、プットオプション等）が付与されていない株式、転換社債、転換条項付優先株式への投資のみを、資本投資とみなすことを明らかにするとともに（3.3.1.1項）、外国投資家がイグジットオプションを行使する場合の条件を明確にしました（3.3.1.2項）。

新たな規制によれば、外国投資家によるイグジットオプションは、以下の2つの要件を満たす場合に行使可能となります。

- ①最低1年間または外国直接投資（FDI）規制上別途の定めがある場合にはその期間の譲渡禁止期間（lock-in period）に服すること
- ②イグジットの際の居住者側の買取り価格が、予め合意された価格や利率に基づくものではなく（リターンが保証されておらず）、インド準備銀行が定める価格／評価ガイドラインに従って決定されること

従来、外国の機関投資家が、予め固定の年間金利による買取り価格を合意した上で、または買取り価格それ自体を合意した上で、インド内国会社にエクイティで投資し、数年後に当該合意済みの買取り価格でイグジットするケースが多く存在しましたが、「そのような投資は実質的には貸付であって、外国直接投資（FDI）には該当しない（したがって、そのような行為を外国直接投資の枠組みで行うことは認めず、外国からの貸付（External Commercial Borrowing）として扱う）」というのが当局の考え方であり、上記規制はその考え方を反映したものであると思われます。

(3) 上場会社の支配株主による証券取引所での同会社の株式取得の解禁（3.4.4項(iii)）

インド外為法上、インド非居住者は、外国機関投資家（FII）や適格外国投資家（QFI）、または上記(1)にて解説した外国ポートフォリオ投資家（FPI）の登録を受けた者を除いては、インドの証券取引所で株式を購入することはできない（なお、売却は可能）とされていました。

上記規制が一部緩和され、「上場会社の支配権（control）を既に有している非居住者（いわゆるプロモーター）」については、インドの証券取引所において、同上場会社の株式を購入することが可能となりました。ただし、この場合でも、投資上限や報告要件等の外国直接投資（FDI）規制の適用を受けることに注意が必要です。

(4) 個別の事業分野に適用される外国直接投資規制の変更（6.2.10項、6.2.15項、6.2.16.3項、6.2.17.1項、6.2.17.4.2項、6.2.17.5.1項、6.2.17.6項、6.2.18.3項）

クーリエサービス事業（6.2.10項）、通信サービス業（6.2.15項）、単独ブランド製品小売業（6.2.16.3項）、資産管理会社事業（6.2.17.1項）、商品取引所事業（6.2.17.4.2項）、信用情報会社事業（6.2.17.5.1

項)、証券市場におけるインフラ会社事業(6.2.17.6.1項)等について、①従前の外国直接投資の上限規制が緩和され、あるいは②政府ルートではなく自動ルートによる投資が認められるようになるなど、外国直接投資規制が緩和されました。

他方で、製薬業については、競争避止を合意することが原則として認められなくなる等の規制の厳格化がなされました。

なお、これらの規制の緩和、厳格化は、2013年版の統合版FDIポリシーの発行日である2012年4月5日以降、2014年版の統合版FDIポリシーの発行日である2013年4月17日までに、個別通達において定められた改正内容を確認的に統合したものであり、2014年版の統合版FDIポリシーによって新しく改正されたものではありません。

以上

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、以下の連絡先までご遠慮なくご連絡下さいますようお願いいたします。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 琴 浦 諒
電話(直通): 03-6888-1161
E-mail: ryo.kotoura@amt-law.com
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
インド・プラクティスチーム

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー 18階～24階(※当事務所は、業務と弁護士数の拡大に合わせ、2013年7月17日付けで東京オフィスを現在の所在地に移転いたしました)
<http://www.amt-law.com/>
本ニュースレターの配信の停止をご希望の場合には、大変お手数ですが、ryo.kotoura@amt-law.comまで、配信停止とご記載の上ご連絡頂けると幸いです。